

関係府省提出資料

通番	ヒアリング事項	府省名	ページ
23	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく再生可能エネルギー発電の認定権限等の都道府県への移譲（2件）	経済産業省	—
53	旅館業等の許可等に係る暴力団排除のための不許可事由の見直し（3件）	経済産業省 資源エネルギー庁	1～3
		経済産業省	4～6
		厚生労働省	—
27	二級河川整備基本方針等に係る国の同意協議の廃止（3件）	国土交通省	7～12
30	公営住宅に係る規制緩和（3件）	国土交通省	13～17
58	公営住宅建替事業の施行要件の緩和（1件）	国土交通省	
50	県費負担教職員の人事権等の中核市等への移譲（7件）	文部科学省	18～21
14	医療用麻薬に係る小売業者間の譲渡に係る許可権限等の都道府県への移譲及び規制緩和（7件）	厚生労働省	22～31

採石法について

◎ 採石法は、「採石権の制度を創設し、岩石の採取の事業についてその事業を行う者の登録、岩石の採取計画の認可その他の規制等を行い、岩石の採取に伴う災害を防止し、岩石の採取の事業の健全な発達を図ることによって公共の福祉の増進に寄与すること」を目的として、採石業者の登録制度等を規定している(昭和25年制定)。

【採石法の概要】

1. 採石権 (第4条等)

・他人の土地において岩石を採取することを内容とする権利(物権)を創設

2. 採石業者の登録制度 (第32条等)

- ① 採石業を行おうとする者に対する都道府県知事による登録制度を規定
- ② 以下の場合には都道府県知事は登録を拒否しなければならない
 - i. 採石法違反により罰金以上の刑に処せられた者
 - ii. 過去二年以内に採石業登録の取消しを受けた者
 - iii. 採石業者の事務所ごとに業務管理者を置いていない者 等

3. 採取計画の認可制度 (第33条等)

- ① 採石業者が岩石の採取を行おうとする場合の都道府県知事等による採取計画の認可制度を規定
- ② 認可の基準
 - 岩石の採取が他人に危害を及ぼす等公共の福祉に反すると認めるときは、都道府県知事等は認可をしてはならない

4. 採石業者に対する監督・命令 (第33条の9等)

・災害防止上必要と認めるときは、都道府県知事等は採石業者に対し必要な措置を命じることができる 等

義務付け・枠付け見直し(第4次見直し)に係る提案事項等について
(平成25年3月)

【提案等の概要】

- 現行法の登録及び取消し基準は限定的であり、地域の実情に応じ法の目的を阻害する要因を排除することができない。このため、必要な基準を条例で付加することができるようにすべき。(全国知事会)



【経済産業省からの回答】

- 現行法の登録拒否条項及び取消し条項に都道府県が定める条例を付加することは法制度上できない。

平成26年の提案募集方式における地方からの提案

【提案等の概要】

- 採石法に基づく業者から暴力団を排除できるよう、条例委任又は法改正による暴力団排除条項の追加を行うこと。(九州地方知事会)



【経済産業省からの回答】

- 提案の実現に向けて対応を検討
 - ・提案事項の重要性については十分理解している。
 - ・一方で、提案事項の実現に向けては、法制面での課題等について関係部局とも十分に検証を行う必要があるため、それを踏まえて具体的な措置内容を検討していくこととする。

砂利採取法について

◎ 砂利採取法は、「砂利採取業について、その事業を行なう者の登録、砂利の採取計画の認可その他の規制を行なうこと等により、砂利の採取に伴う災害を防止し、あわせて砂利採取業の健全な発達に資すること」を目的として、砂利採取業者の登録制度等を規定している(昭和43年制定)。

【砂利採取法の概要】

1. 砂利採取業者の登録制度 (第3条等)
 - ① 砂利採取業を行おうとする者に対する都道府県知事による登録制度を規定
 - ② 以下の場合には都道府県知事は登録を拒否しなければならない
 - i. 砂利採取法違反により罰金以上の刑に処せられた者
 - ii. 過去二年以内に砂利採取業登録の取消しを受けた者
 - iii. 砂利採取業者の事務所ごとに業務管理者を置いていない者 等
2. 砂利採取計画の認可制度 (第16条等)
 - ① 砂利採取業者が砂利の採取を行おうとする場合の都道府県知事等による採取計画の認可制度を規定
 - ② 認可の基準
 - 砂利の採取が他人に危害を及ぼす等公共の福祉に反すると認めるときは、都道府県知事等は認可をしてはならない
3. 砂利採取業者に対する監督・命令 (第23条等)
 - 一 災害防止上必要と認めるときは、都道府県知事等は砂利採取業者に対し必要な措置を命じることができる等

義務付け・枠付け見直し(第4次見直し)に係る提案事項等について
(平成25年3月)

【提案等の概要】

- 現行法の登録及び取消し基準は限定的であり、地域の実情に応じ法の目的を阻害する要因を排除することができない。このため、必要な基準を条例で追加することができるようにすべき。(全国知事会)



【経済産業省からの回答】

- 現行法の登録拒否条項及び取消し条項に都道府県が定める条例を追加することは法制度上できない。

平成26年の提案募集方式における地方からの提案

【提案等の概要】

○砂利採取法に基づく業者から暴力団を排除できるよう、条例委任又は法改正による暴力団排除条項の追加を行うこと。(九州地方知事会)



【経済産業省からの回答】

- 提案の実現に向けて対応を検討
- ・提案事項の重要性については十分理解している。
 - ・一方で、提案事項の実現に向けては、法制面での課題等について関係部局とも十分に検証を行う必要があるため、それを踏まえて具体的な措置内容を検討していくこととする。